

登校許可証明書 (医師記入)

西武台千葉中学
西武台千葉高等学校

年 組 番 氏名

病名 『 _____ 』

上記の者、症状も回復し集団生活に支障がない状態になったので登校可能とします。

出席停止期間： 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

平成 年 月 日

医療機関名 _____

医 師 名 _____ 印

学校は、子どもたちが集団で長時間過ごす場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐため、下記の感染症について登校許可証明書の提出をお願いします。
子どもの健康回復状態が集団生活の可能な状態となってからの登校であるようご配慮ください。

○医師が記入した登校許可証明書が必要な感染症 (一部)

感染症名	登校のめやす																																															
インフルエンザ	<p>発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで * 発症した日を0日とする</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td>発症 0日目</td> <td>発症後 1日目</td> <td>発症後 2日目</td> <td>発症後 3日目</td> <td>発症後 4日目</td> <td>発症後 5日目</td> <td>発症後 6日目</td> <td>発症後 7日目</td> </tr> <tr> <td>発症後2日目に 解熱した場合</td> <td>発症</td> <td>発熱</td> <td>解熱</td> <td>解熱後 1日目</td> <td>解熱後 2日目</td> <td>解熱後 3日目</td> <td>登校可</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: right; font-size: small;">↑解熱後2日を経過しても発症後5日目までは登校不可</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発症後4日目に 解熱した場合</td> <td>発症</td> <td>発熱</td> <td>発熱</td> <td>発熱</td> <td>解熱</td> <td>解熱後 1日目</td> <td>解熱後 2日目</td> <td>登校可</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: right; font-size: small;">↑発症後5日を経過しても解熱後2日目までは登校不可</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		発症 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後2日目に 解熱した場合	発症	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登校可		↑解熱後2日を経過しても発症後5日目までは登校不可										発症後4日目に 解熱した場合	発症	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可	↑発症後5日を経過しても解熱後2日目までは登校不可									
		発症 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目																																							
発症後2日目に 解熱した場合	発症	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登校可																																									
↑解熱後2日を経過しても発症後5日目までは登校不可																																																
発症後4日目に 解熱した場合	発症	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可																																								
↑発症後5日を経過しても解熱後2日目までは登校不可																																																
水痘 (水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化してから																																															
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで																																															
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで																																															

○医師により流行を広げる可能性があるると判断された場合のみ、登校許可証明書が必要な感染症

流行性角結膜炎	症状により医師において、感染の恐れがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157, O26, O111等)	治療が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
溶連菌感染症	医師の指示によるが、治療開始後24時間を経過して全身状態が良ければ登校は可能
マイコプラズマ感染症	医師の指示によるが、全身状態が良ければ登校は可能
感染性胃腸炎	
その他の感染症	